

# 第5次基山町行政改革大綱

平成24年6月

基 山 町

## 目 次

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 基山町の現状・・・・・・・・ P 2～P 3
3. 行政改革大綱の体系・・・・・・・・ P 4
4. 行政改革推進項目・・・・・・・・ P 5～P 6
5. 具体的な推進方策・・・・・・・・ P 7～P 10
6. 行政改革大綱の推進体系・・・・・・・・ P 11

# 1. 基本方針

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、「地域のことは地域が決める」という地域主権の確立に向けて、「地域主権改革」が進められ、国と地方、県と市町村の関係が大きく変化しようとしています。

これらの改革が進むことにより、自治体では、自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことができるようになるとともに、東日本大震災を踏まえた安全・安心への取り組みが求められるなど、町は町民に最も身近な基礎自治体として自主的かつ総合的な行政運営が求められています。

基山町は、これまで第1次行政改革大綱を昭和61年5月、第2次行政改革大綱を平成8年5月、第3次行政改革大綱を平成13年7月、第4次行政改革大綱を平成18年4月に策定し、様々な行政改革に取り組んできました。しかしながら、将来にわたって持続可能な自治体運営を保持し、町民生活に必要な不可欠な公共サービスを安定的に提供していくためには、さらなる効率的・効果的な行政運営が必要となっています。

また、基山町は平成18年度に策定された「第4次基山町総合計画」、平成23年度から施行された「基山町まちづくり基本条例」等により「協働によるまちづくり」を進めていますが、財政は非常に厳しい状況となっており、限られた財源の中で社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応する必要があります。

このため、基山町は平成23年度に「基山町行政改革懇談会」を設置し、行政改革の推進について調査・審議をされ、本年1月に「第五次基山町行政改革大綱への提案」をいただきました。

その提案を踏まえ、迅速かつ着実に行政改革に取り組むため策定を行ったのが、この「第5次基山町行政改革大綱」です。

この「第5次基山町行政改革大綱」では、平成28年度を目標年度とし、町民と行政が一致協力して次のとおり行政改革を推進します。

## 2. 基山町の現状

### (1) 少子・高齢社会、人口減少社会の到来

本町の総人口は、平成12年の19,176人をピークに減少に転じており、平成22年には17,837人となっています。なお、「基山町第4次総合計画」では、平成27年度末の本町の人口は17,700人前後になると推計されています。

年齢別にみると、0～14歳人口（年少人口）は平成7年の3,883人をピークに、平成22年には2,354人にまで減少しています。反対に、65歳以上人口（高齢者人口）については増加の一途をたどっており、平成7年の2,622人から平成22年には3,979人に増加しています。

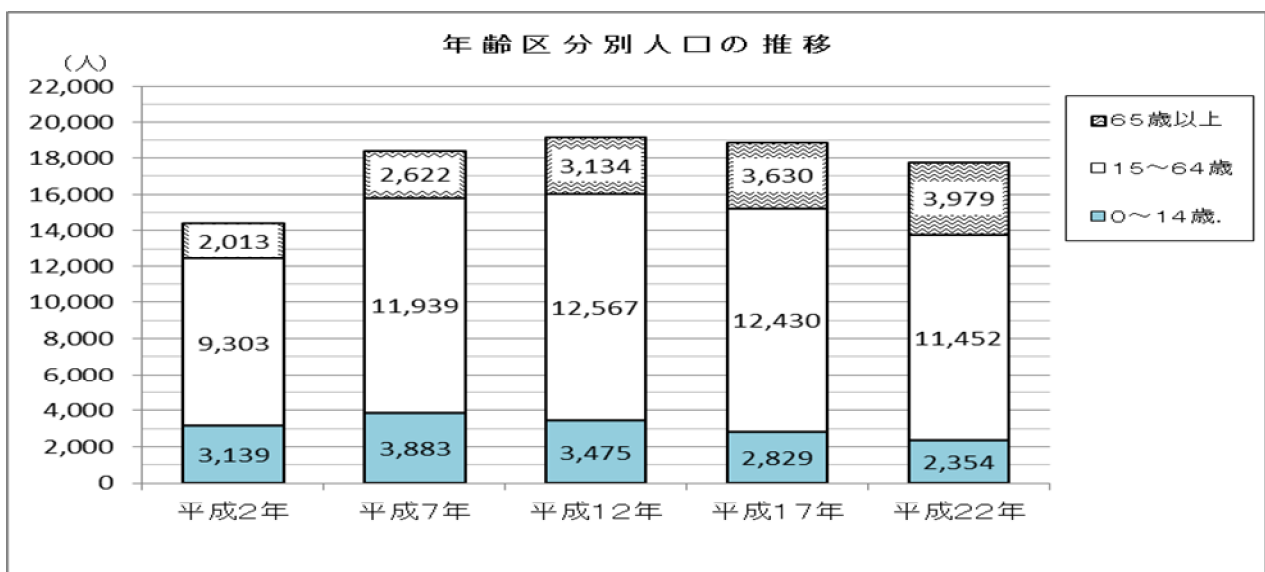
このようなことから、今後さらに進展していく高齢社会に加え、少子化による人口減少により、高齢者に対する社会保障の負担や子育て支援のための扶助費の増加、また、労働人口減少に伴う税収の減が見込まれることから、少子・高齢社会、人口減少社会を見据えた行政運営が必要になっています。

#### ○基山町人口の推移

(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	14,455	18,444	19,176	18,889	17,837
0～14歳人口	3,139	3,883	3,475	2,829	2,354
15～64歳人口	9,303	11,939	12,567	12,430	11,452
65歳以上人口	2,013	2,622	3,134	3,630	3,979
年齢不詳	0	0	0	0	52

(参考：国勢調査)



## (2) 厳しさを増す財政状況

平成22年度の決算では、歳入において、町民税が986,754千円となり、前年度に比べ55,184千円減少していますが、地方交付税は1,097,188千円となり、前年度より151,681千円増加しています。

また、歳出においては、人件費、負担金などの補助費等、公債費は減少しましたが、扶助費、繰出金の増加により、前年度より154,151千円増加しています。

一方、財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率」は低下の傾向を示しているものの、依然として80%以上となり、硬直化の傾向は続いています。

実質公債費比率については、一般会計が直接負担する公債費は減少し、起債に許可が必要となる18%には達していませんが、比率算定の際、公債費とみなされる一部事務組合への負担金や下水道特別会計への繰出金の増加等のため上昇を続けており、予断を許さない状況です。

今後は、長引く不況の影響や労働人口の減少により、町税についてはさらなる減少が見込まれるとともに、地方交付税の原資である国税収入の先行きが予測不能な状況であることから、それが歳入に与える影響を考慮すると、本町の財政状況については今後さらに厳しい状況に向かうことが予測されます。

### ○各種財政指数年度別比較

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
財政力指数	0.709	0.731	0.743	0.726	0.697
経常収支比率(%)	93.8	89.8	95.3	92.8	87.2
実質公債費比率(%)	—	13.6	14.4	14.4	14.5
将来負担比率(%)	—	64.8	85.8	104.9	83.2

◎財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

財政力指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

◎経常収支比率・・・財政構造の弾力を測定する比率として使われている指標です。

この比率が低いほど新たな行政需要に弾力性があることとなります。

◎実質公債費比率・・・収入に対する実質的な町債返還額等の債務の割合を示す比率です。

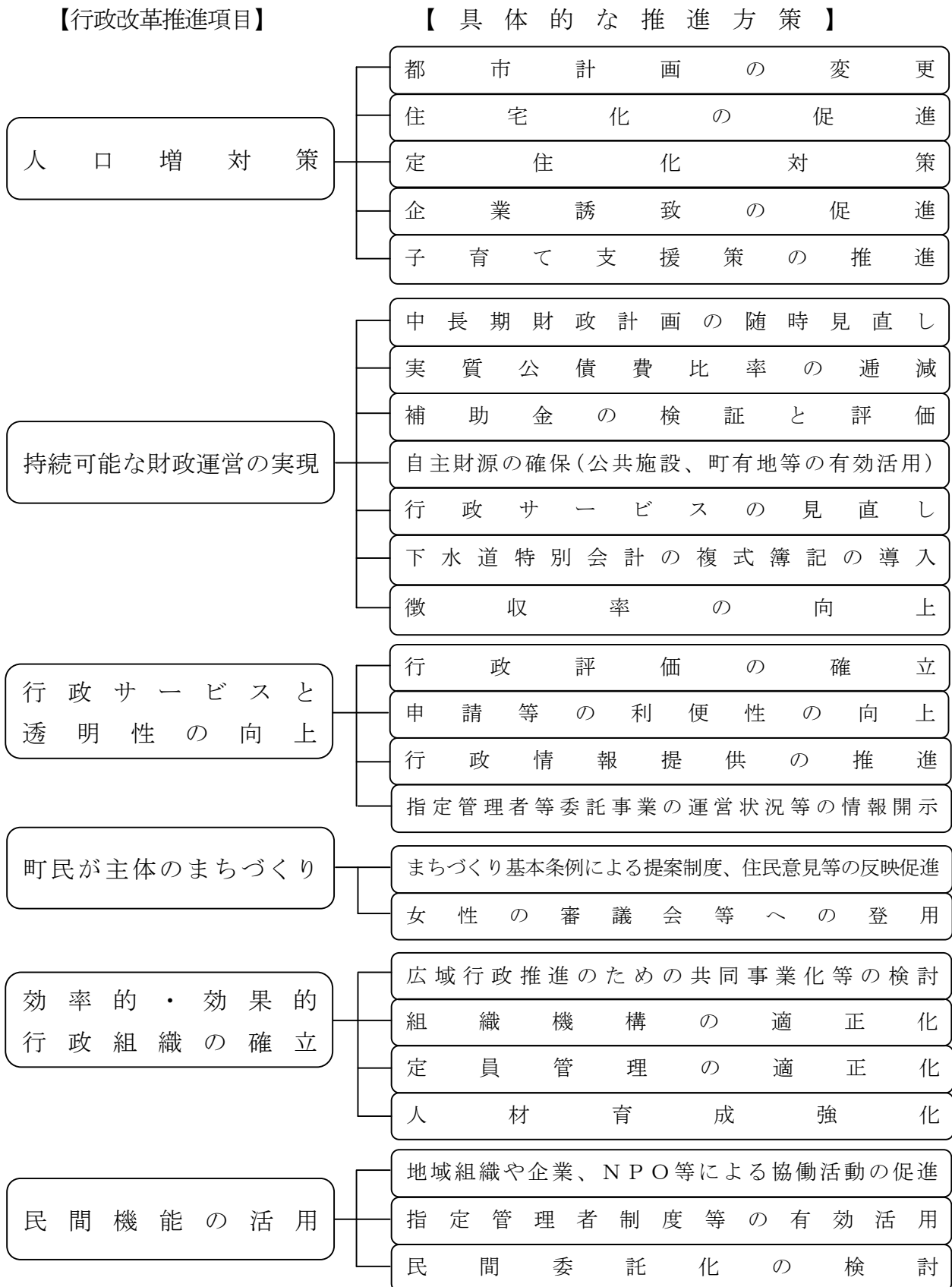
実質公債費比率が25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政健全化団体に指定されます。

また、18%を超えると国や県の許可がなければ町債を借り入れることができません。

◎将来負担比率・・・一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、負債が将来の財政を圧迫する

可能性が高いかどうかを示すものです。将来負担比率350%が早期健全化基準となっています。

### 3. 行政改革大綱の体系



## 4. 行政改革推進項目

### (1) 人口増対策

本町は、大規模な住宅開発が終了したものの、福岡都市圏の住宅地として注目され、人口増となっていました。近年は人口減少に転じています。少子高齢化の急激な進展による労働人口の減少は、税収の減少と社会保障費の増大として町の財政に大きな影響を及ぼすことになるため、「第4次基山町総合計画」に掲げている平成27年度（目標年次）における人口19,000人を達成できるよう基山町及び全職員が一丸となって人口増対策の取り組みに努めます。

### (2) 持続可能な財政運営の実現

本町が中長期的に持続可能な財政基盤を確立するためには、経常経費の削減に重点的に取り組み、財政状況の改善を図る必要があります。そのために、これまでも増して徹底した事務事業の見直しや、効率的な行政運営を展開し、将来世代への過度の負担を残さない持続可能な財政運営を目指します。

### (3) 行政サービスと透明性の向上

行政サービスについては、サービスの受け手である町民の視点に立ち、各種申請等について町民の利便性の向上を図ります。また、まちづくりは町民と行政の協働作業であるとの認識のもと、町民と行政との信頼関係の強化を図るため、行政評価の確立や行政情報の公表により、行政の透明化を図っていきます。

### (4) 町民が主体のまちづくり

町民に期待される行政サービスを展開していくためには、町民に信頼される行政運営を推進し、町民視点・納税者視点に立って、町民の主体的な活動の補完、支援を行うとともに、主権者である町民の意思によって、町民が住みやすく安心して暮らせる町政を実現することが町政運営の根幹であり、これを支える行政体質を確立します。

## (5) 効率的・効果的行政組織の確立

町民ニーズの複雑・多様化に伴い、町には、様々な行政課題への的確な対応が求められています。そのために、簡素で効率的な執行体制を整えることにより、迅速な意思決定を行い、行政課題に柔軟に対応できる組織の構築を目指します。さらに、複数の部署に関連する行政課題にも的確に対応し、総合的な事業展開が可能な組織の構築を図ります。

また、職員についても、全町的な視点で課題解決に取り組むことができるよう意識改革を求めるとともに、町民からの提案・意見等の本質を把握することができ、それを的確に行政課題として受け止め、解決していくことができるような意欲的で創意工夫ができる職員の育成を図ります。

## (6) 民間機能の活用

行政運営の効率化、町民サービスの向上を図るためには、これまで行政が担っていた公共サービスについて、地域組織や企業、NPO等、新たな公共サービスの担い手との連携による行政運営が不可欠になっています。

そのためには、まちづくりへの意欲と能力を持った町民が活動できる機会を増やすとともに、柔軟できめ細かいサービスを提供するため、地域組織や企業、NPO等が持っている知識、ノウハウを生かす仕組みづくりを行う必要があります。

また、公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、民間委託や指定管理者制度を有効に活用し、戦略的なアウトソーシングを進めていきます。



## 5. 具体的な推進方策

### (1) 人口増対策

#### ①都市計画の変更

「鳥栖基山都市計画」の線引き見直しを含めた用途地域及び容積率、建ぺい率の変更等の検討を行い、市街化区域の開発を促す環境整備に努めます。

#### ②住宅化の促進

けやき台マンション建築予定地については継続的な協議・働きかけを行います。また、その他の市街化地域についても開発等により、住宅化の促進を図っていきます。

#### ③定住化対策

空家状況調査等を検討し、町内の空家状況の把握を行います。また、空家情報について広く情報収集し、定住化対策を図っていきます。

#### ④企業誘致の促進

計画的な企業誘致の結果により、整備済みの企業用地は完売になっています。そのため、今後は雇用の確保やそれに伴う企業団地等の確保を検討し、人口増対策につなげます。

#### ⑤子育て支援策の推進

住みたくなる、住み続けたい魅力あるまちづくりの一環としての子育て環境の向上のため、乳幼児期からそれぞれの世代に応じた医療、保育、教育、生涯学習等の子育て支援策を推進していきます。

### (2) 持続可能な財政運営の実現

#### ①中長期財政計画の随時見直し

国・県の動向を注視しながら、単年度収支を分析し、「中長期財政計画」の随時見直しを行い、中長期的に持続可能な財政基盤の確立を目指します。

#### ②実質公債費比率の逡減

将来世代への過度の負担を残さないため、普通建設事業等について、真に町民ニーズに合致した事業についてのみ行うよう、スクラップアンドビルドを徹底し、債務残高の減少を目指すことにより、実質公債費比率の逡減を図っていきます。

### ③補助金の検証と評価

補助金は、「基山町補助金等検討委員会」の提言書に基づき、補助金の廃止・縮小を実施したところですが、今後も補助金について検証・評価を行い、整理合理化を図ります。

また、町事業については、財政効果等を十分に検討した上で、国、県負担金・補助金等の制度を精査し、活用を図ります。

### ④自主財源の確保（公共施設、町有地等の有効活用）

公共施設については、近隣市町との相互使用を含め、受益者負担の原則に立った適正な使用料の設定を行います。また、町有地等の有効活用により、自主財源の確保に努めます。

### ⑤行政サービスの見直し

町民ニーズを的確に把握し、行政が果たすべき役割を明確にした上で、積極的な事務事業の見直しを行い、町民にとって満足度の高いサービスの提供を図るとともに、効率的な行政運営を目指します。

### ⑥下水道特別会計の複式簿記の導入

下水道特別会計については、財務諸表を作成し、「ストック情報」、及び「フルコスト情報」を明らかにすることにより財務状況の透明性を高めるとともに、PDCAサイクルに基づき、その情報を予算編成に活用し、より効率的・効果的な財政運営を図ります。

### ⑦徴収率の向上

町税は、減少が見込まれる状況の中、滞納整理の実施や、県税事務所等との連携を強化し、徴収率の向上を図ります。また、保育料、住宅使用料等についても受益者負担の原則と公平性の確保から積極的な滞納整理に努めます。

## (3) 行政サービスと透明性の向上

### ①行政評価の確立

「基山町行政評価シート」の検証・評価を行い、PDCAサイクルを的確に実行できる評価システムの定着を図るとともに、町民のコンセンサスを得るために外部による評価の導入を検討し、行政評価の充実を図っていきます。

### ②申請等の利便性の向上

町民の視点に立ち、ホームページ等の活用を始めとして、各種窓口サービスの検証を行い、申請等利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

### ③行政情報提供の推進

町民に対して、ホームページや出前講座を活用し、積極的な行政情報の公開と提供を行うことで行政運営の透明性を高めます。

### ④指定管理者等委託事業の運営状況等の情報開示

指定管理者等委託事業については、運営状況等、町民サービスの向上及びコスト節減等の検証を行い、また、その結果を公表することにより、事業運営状況の透明性の向上を図ります。

## (4) 町民が主体のまちづくり

### ①まちづくり基本条例による提案制度、住民意見等の反映促進

町民の意思が反映されるよう、広報やホームページ等、各種媒体の充実化を図り、積極的な情報公開と情報の共有化を進めます。また、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案、意見及び要望が容易となるような環境を整備することにより、「第4次基山町総合計画」の基本理念でもある「みんなが進める協働のまちづくり」の実現を目指します。

### ②女性の審議会等への登用

「基山町男女共同参画推進プラン」を踏まえ、女性の審議会等への登用を積極的に推進し、人材の活用と組織の活性化を図ります。

## (5) 効率的・効果的行政組織の確立

### ①広域行政推進のための共同事業化等の検討

地方分権に対応し、より効率的で効果的な行財政運営を迫及していくため、近隣自治体との協力・連携を積極的に行い、共同事業化等の検討を行います。

### ②組織機構の適正化

簡素で効率的な執行体制を整えるため、課及び係の統廃合を行いました。今後も迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るため組織の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

### ③定員管理の適正化

「基山町職員定員管理計画」に基づき、定員の適正管理を行い、今後の状況変化等を踏まえながら、行政ニーズと業務量に応じた適正な職員配置に努めます。

#### ④人材育成強化

「基山町人材育成基本方針」を踏まえ、その基本テーマである「人を活かし 未来を創る 人材育成」を達成するため、人事管理制度・研修等の充実を図ります。また、職員一人ひとりが有する能力を最大限に発揮し、行政課題の解決に取り組むことができるよう引き続き自治体間相互の職員人事交流などにより人材育成に努めます。

### (6) 民間機能の活用

#### ①地域組織や企業、NPO等による協働活動の促進

行政運営の効率化、町民サービス向上のために、地域組織や企業、NPO等が持っている知識、ノウハウを生かした行政運営を図るとともに、「まちづくり基金」を活用し、協働活動の促進を図っていきます。

#### ②指定管理者制度等の有効活用

指定管理者制度等については運営状況・内容等の再点検を行い、サービスの向上と運営の効率化を図るとともに、引き続き指定管理者制度等を積極的に活用します。

#### ③民間委託化の検討

町民サービス向上のために多様な運営のノウハウを持つ優れた民間機能の活用に努めます。また、公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、戦略的なアウトソーシングを進めていきます。

## 6. 行政改革大綱の推進体系

本大綱の実施期間は平成24年度から平成28年度の5年間と定め、行政改革を迅速かつ着実に推進していきます。このため、町長を本部長とする「行政改革推進本部」を開催し、本大綱の基本的な考え方、具体的な推進方策に基づき、「行政改革実施計画書」を策定し、実施状況の検証を行います。

また、行政改革の実施状況や成果等を積極的に情報の提供を行い、町民の理解を得ながら今後の行政改革の推進を図っていきます。

